



平成20年5月15日

各 位

日 本 出 版 貿 易 株 式 会 社  
代表取締役社長 大野利夫  
(JASDAQコード番号・8072)  
問合せ先  
取締役事業管理部本部長 天内健一  
電話番号 03-3292-3751

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年5月14日開催の取締役会において、平成20年6月25日開催予定の第68回定時株主総会に「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 変更の理由

- (1) 平成16年6月9日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うものであります。
- (2) 上記の変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります。  
(変更案附則第1条及び第2条)

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成21年6月25日(木曜日)
定款変更の効力発生日	平成21年6月25日(木曜日)

以 上

(別紙)

定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第8条(条文省略)</p> <p><u>第9条(株券の発行)</u></p> <p>① <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>② <u>当社は、前項の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>第10条(単元未満株式についての権利)</p> <p>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第 166 条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第11条(株主名簿管理人)</p> <p>① 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第12条(株式取扱規則)</p> <p>当社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>第13条～第32条(条文省略)</p>	<p>第1条～第8条(現行どおり)</p> <p>( 削 除 )</p> <p>第9条(単元未満株式についての権利)</p> <p>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>第10条(名義書換代理人)</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第11条(株式取扱規則)</p> <p>当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>第12条～第31条(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第2条 本附則第1条及び本条の規定は、平成 22 年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>